



せいか社協だより

地域で共に助けあい 支えあうまちづくり

VOL.125



防災に繋がる地域の輪

精華町社会福祉協議会は、精華町と「災害時における福祉避難所の設置運営にかかる協定」を締結し、精華町社協デイサービスセンターが町内で8か所ある福祉避難所の1つとなっています。

令和5年3月5日(日)災害時を想定した「災害時福祉避難所設置運営訓練」を実施しました。本訓練では、社協職員だけでなく北ノ堂の住民の方や北ノ堂自治会、まちづくり協議会、福祉見守り隊のみなさんに避難者、避難者の支援者としてご協力いただきました。

「災害時福祉避難所」とは?

一般の避難所での生活が困難な要介護高齢者・障がいのある方・妊産婦の方など、何らかの配慮を必要とする方のための避難所です。災害時必要に応じて開設される2次避難所です。



精華町社協会員加入のお願い

社協は、住民の皆さまや、法人、団体の皆さまの参画をいただきながら運営されている会員組織による民間の福祉団体です。

今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に 대응していくためには、法律では行き届かないきめ細やかな活動が必要で、「住み慣れた地域で安心して暮らしていきたい」という願いは誰しも共通の想いではないでしょうか。これからも、助けあい、支えあいの精神で皆さまのご協力をいただきながら、会費を大切に活用させていただきます。

◆会費の種類◆

社協会費は1口1,000円です。特に社協活動に賛同いただける方は、賛助会員としてご協力をお願いしています。

普通会員(個人) 年会費1口1,000円

賛助会員(個人) 年会費3口3,000円

法人会員(企業・法人)

年会費5口5,000円以上

皆さまからの社協会費はこのような事業に使われます

地域福祉推進のために

● 小地域福祉委員会活動

● ボランティア活動の推進

● サロンの支援活動

● 福祉教育の推進

● 災害・防災に関する取り組み

在宅生活を支えるために

● 住民相互の生活支援活動

● 日常生活用具等の貸出事業

● まちの福祉サポート店を通じた見守り活動の支援

住民の権利を守るために

● ふくし&相続相談

● 福祉情報発信のために

● ホームページやFacebookなど

などで福祉情報、社協の活動を発信しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



新しい「地区福祉推進委員」がまじり!

地区福祉推進委員とは

地域での福祉課題などを発見し、助けあい活動を地域住民とともに進め「福祉のまちづくり」を展開していく推進役です。地域の中で、身近な相談役として本会が推奨する自治会単位の小地域福祉活動の中心的な人物であると言えます。

地区福祉推進委員は自治会内の住民の方々と社協をつなぐパイプ役でもあります。

任期満了に伴い各自治会から推薦いただいた方を地区福祉推進委員として委嘱しましたのでお知らせします。

任期 令和5年4月1日～

令和7年3月31日

(2年間)

【問合せ先】

精華町社協

地域福祉課

電話 94-4573

地域	地区福祉推進委員
精華台一丁目	有馬泰央
トチノキ	塩井幹雄
精華台二丁目	村松ゆき子
イングス	堂ノ下彰彦
アズ・マニッシュコート	井田正治
精華台三丁目	榎本修一
精華台四丁目	鈴山真司
精華台五丁目	岡本博志

(順不同・敬称略)



地域	地区福祉推進委員	地域	地区福祉推進委員	地域	地区福祉推進委員
菱田	今井 昇	南	稲田裕康	光台五丁目	古川哲夫
舟	嶋屋誠司	祝園西一丁目	奥村康仁	光台六丁目	木村孝一
里	津路敬次	中	岡西純次	光台七丁目	金森春美
谷	倉田秀雄	東	松尾太志	光台八丁目	岡田弘子
北稲八間	尾崎立治	西北	古川善史	光台九丁目	足立亜砂紀
南稲八妻	浅尾博文	山田	吉岡 智	桜が丘一丁目	八木キミ子
植田	松井和正	乾谷	杉島茂孝	桜が丘二丁目	清水春恵
菅井	藤川裕将	柘榴	清水直紀	桜が丘三丁目	永曾 都
北ノ堂	秦 節子	東畑	岡田善雄	エスペローマ	巖ひとみ
馬淵	松本克巳	光台四丁目	岩前吉則	桜が丘四丁目	錦 光榮

※令和5年5月23日時点で自治会から選出いただいている方のお名前を掲載しています。



学研都市病院

京都府相楽郡精華町精華台7丁目4-1 ※救急告示病院

TEL 0774-98-2123(代) www.iseikai.jp

社会福祉法人京都長尾会

せいかだい保育所

精華台二丁目11番地 1

☎98-3866/☎98-3855



令和4年度 法人会員(第4次報告)

社協会費を納めていただいております。寄せられた会費は住民の皆さまが地域で安心して暮らすことのできるまちづくり支援に活用させていただきます。(順不同)

令和4年度 精華町災害 ボランティア講演会 を開催しました！



去る令和5年3月19日(日)ローカリズム・ラボ代表 井岡 仁志氏を講師としてお招きし「人口減少・災害多発時代の災害ボランティア活動」と題して令和4年度精華町災害ボランティア講演会を開催しました。

精華町災害ボランティアセンターでは、大規模災害が発生した際に災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営します。災害による被害は公的な力だけでは対応が難しく、災害時のボランティア活動が必要になっていきます。

どの時期にどのような災害支援活動があるのか、また、被災地の困りごとを知ること、ボランティアとしてできること、このイメージづくりと活動参加へのきっかけづくりを目的とした講演会でした。

講演会後に災害ボランティア登録を呼びかけたところ、15名の方が登録書を提出してくださいました。

講演会後のアンケート抜粋

- 改めて地域力をどう高めていくかを学べた。
- 自分の住む地域での活動に活かすヒントがあった。
- 災害に必要なのは地域のコミュニティが一番。
- 多様な災害が増加している中、日頃からの意識と地域のつながりが重要。
- 被災された方の想いや状況が少し理解できた。
- 災害時のリスクで思い当たることが多々あることに気付いた。
- すでに出来ることはしていると思うていたが、改めて色々思った。



【問合せ先】
精華町社協 地域福祉課
電話94-4573

など、様々な感想をたくさんいただきました。今後も、平常時から災害ボランティアセンターの活動を継続していきます！

介護者リフレッシュ 事業のお知らせ



介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的に「介護者リフレッシュ事業」を開催します。今回は「ハーバリウム作り体験」を行います。※事前予約制

対象 精華町在住で概ね65歳以上の常時介護を必要とする方を、在宅で介護されている方

日時 令和5年7月26日(水)
1 午前10時30分～正午
2 午後1時～午後2時30分

場所 地域福祉センターかしのき苑 (南稻八妻砂留22-1)

内容 「ハーバリウム作り体験」

申込み 「参加者交流会」

左記までご連絡ください。

申込み受付期間

令和5年

6月26日午前8時30分～

7月18日午後5時

※定員を超えた場合は抽選

※申込み時に介護者リフレッシュ事業利用申請書の提出

が必要

(今年度申請済の方は不要)

【申込み・問合せ先】

精華町社協 地域福祉課
電話 94-4573

いのちのリレーまつり 2023のお知らせ

「いのち」をテーマに、在宅医療を考える「いのちのリレーまつり2023」を開催します。



日時 令和5年7月9日(日)
午後0時30分～午後4時

場所

地域福祉センターかしのき苑
2階 ふれあい大ホール

内容

- 1 映画上映
『ピア』まちをつなぐもの』
- 2 講演「患者さんを想い、家族を想い、まちを想い、そしていのちを想う」
講師 柳沢在宅クリニック
柳澤力 医師
- 3 抽選会

● チケット販売場所

① 精華町社協地域福祉課 (かしのき苑内)

午前8時30分～午後5時15分

② イマージュサロン (せいかガーデンシティ内)

午前10時～午後5時

※①②いずれかの窓口
● チケット代 5000円
※チケット代は地域で福祉活動を行っている団体に寄付します。

チケット販売中!!
売り切れたらごめんなさい

【問合せ先】

精華町社協 地域福祉課
電話 94-4573

爽やか薬局

〒619-0238 京都府相楽郡精華町精華台2-10-13

TEL.0774-95-0753



作り手の顔が見える仕事
まるよし建築

精華町祝園堀殿城24
TEL. 0774-95-5628
mail@maruyoshi-kyoto.com

お葬式のこと、
花駒さんに相談しよか。

事前相談で **不安解消**

株式会社 花駒 0120-24-8750

イマージュホール精華・イマージュホール木津川

「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」をめざして

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています



高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、多機関連携を強化し、相談支援体制(絆ネットワーク)づくりを進め、重層的支援体制整備事業への移行に、これまでの社協活動の実績を踏まえつつ、包括的な支援体制づくりに積極的に参画します。

また既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、他団体との連携のもと支援できる仕組みを構築します。

- 会員増強運動の実施
- 地域福祉活動の推進
 - 小地域福祉委員会活動支援
 - 高齢者・障がい者・子育てサロンへの活動支援等
 - 地域ひとつなぎ事業の実施
- ボランティア活動の推進
- (仮称)地域移送サービス体制基盤強化事業 **新規・重点**
- 高齢者等を対象とした事業の実施
- 児童等を対象とした事業の実施
- 障がい者を対象とした事業の実施
- ふれあいサポート事業の実施
- ファミリーサポート事業の実施
- 災害ボランティアセンター事務局の運営
- 第2層生活支援コーディネーターの設置



基本方針2 暮らしづらさを抱える住民に寄り添って地域生活を支えます



本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体で、地域組織やボランティア、NPOなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。住民主体の地域福祉活動を支えるとともに、すべての住民に寄り添って地域生活を支えています。特に8050問題などの長期間にわたる引きこもりや新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けての失業や収入減少に陥った方は、生活困窮、離職、介護、虐待などの課題が複合する傾向があるため関係機関と連携をしながら重層的な支援体制の構築に努めます。

- 生活福祉資金貸付事業等事務(受託事業)
- 福祉サービス利用援助事業の実施(受託事業)
- ふくしの総合相談支援事業(受託事業) **新規**
- 弁護士・司法書士による無料法律相談の実施
- ふくし&相続相談の実施
- 物価高騰対策緊急生活支援事業
- 共同募金配分事業の実施
- 南部地域包括支援センター(相談支援業務等)
- 居宅介護支援事業(ケアプラン等作成業務)
- 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス事業
- 障害者居宅介護事業
- 訪問(自費)サービス事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業の実施(受託事業)
- 通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業
- 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業(ほっとぴあ)
- 通所型サービスA「おたっしゃ倶楽部」の実施
- 地域貢献活動「専門家さん!それ教えて!」 **新規**
- 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施
- 認知症に関する講座の開催 **新規**
- 身近な相談窓口設置の協力 **新規**

基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします



社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。従来の高齢者、障がい者、子育てといった枠組みを超え、横断的、包括的に福祉サービスを提供することが求められている中、専門職の確保、資質の向上、事業実施体制の強化・連携を図ります。第5次精華町地域福祉活動計画では、大規模災害等に対応する事業継続計画(BCP)などの策定に着手し、必要な福祉サービスを安定的・継続的に提供できる仕組みを構築します。

- 法人の運営に関する会議等の運営
- 施設及び固定資産管理業務
- 財務・給与・勤怠管理・介護事務支援システムの一体的入替 **社会福祉充実計画・新規**
- 地域福祉活動計画進捗管理業務
- 福祉サービス苦情解決事業の実施
- 業務継続計画(BCP)の作成 **新規**
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用
- 顧問弁護士契約 **新規**



送迎サポートの様子

子育て 援助活動に 参加して みませんか？



精華町ファミリー・サポート・センターは地域の中で安心して子育てができる環境づくりを目的とし、援助を受けた人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となりセンターが仲介してお互いの信頼関係のもと有料で助け合いを行っている組織です。

援助を行っていただくには下記の養成講座の受講が必要となります。仕事や家事の合間などに活動していただける方を募集しています。

●申込期間・方法

令和5年8月25日(金)

17時まで

下記までお電話にてお申込みください。

援助会員養成講座

- ・受講料は無料です。
- ・筆記用具・昼食・お茶など各自でご用意ください。
- ・今回受講できなかった講座は、次回(時期未定)受講していただくことで、援助会員として活動していただくことができます。
- ・既に援助会員の方も、前回の受講から時間が開いてる方は、再受講をお願いします。
- ・会員登録に必要なものは申込時にお伝えさせていただきます。
※一部変更の可能性があります。

開催場所

精華町地域福祉センターかしのき苑

月日	時間	講座内容
9月1日(金)	13:00~16:00	ファミリーサポート事業とは 精華町の子育て支援
9月5日(火)	10:00~12:00	心の発達と保育者のかかわり
	13:00~16:00	身体の発達と病気 小児看護の基礎知識
9月15日(金)	10:00~12:00	保育の心
	13:00~16:00	子どもの栄養と食生活
9月22日(金)	10:00~12:00	障害のある子の預かり
	13:00~16:00	安全・事故(救命講習Ⅲ)
9月29日(金)	10:00~12:00	子どもの遊び
	13:00~15:00	子どもの生活へのケアと援助
10月6日(金)	13:00~15:00	子育て支援サービスを提供するために 児童虐待と社会的養護 まとめ

【問合せ先】 法人運営室

精華町社協
電話 94,4573

ホームヘルプ サービスから お知らせ



高齢者における ワンポイント介護



「お薬が飲みにくいんです！」

と介護される家族から相談される事がしばしばあります。高齢になると薬の種類が多くなり、喉につっかえたり、粉薬にむせてしまったりする事があります。市販されている服薬ゼリーを使用する事で、薬がスムーズに胃まで届くようになります。使用方法はスプーンにゼリーを出し、その上に薬をそっとのせます。さらにゼリーを少しのせて口に運びます。

自費サービスを ご存じですか？

介護保険の制度ではヘルパーが行えない支援を、自費サービスとして利用する事ができます。例えば、大掃除や衣替え、通院時の院内での

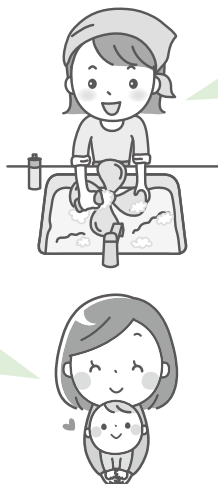
介護保険の制度ではヘルパーが行えない支援を、自費サービスとして利用する事ができます。例えば、大掃除や衣替え、通院時の院内での

介助、買い物などの外出に付き添うなど、一人では難しい事をヘルパーがお手伝いします。
料金は1時間2,500円、以後30分ごとに1,250円となります。

赤ちゃんのいるお宅にも 訪問しています (産前産後ヘルパー派遣事業)

昨年の12月からスタートした「精華町産前産後ヘルパー派遣事業」では、実際に利用されたお母さん方から、様々な感想をお寄せいただいています。その一部をご紹介します。

子どもを抱っこしてもらっていたら、家の事ができて助かる！



外出できなくて人と話すことが無かったから、ストレス発散できてる！

【問合せ先】 在宅介護課

精華町社協
訪問介護係
電話 98,3526

ケアプランセンターからのお知らせ

介護保険制度の仕組みを ご存じですか？

介護保険とは？

介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。

市町村及び特別区が運営し、40歳以上の方が介護保険料を納めます。

介護が必要になった時には、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービスを利用することができます。

①65歳以上の方 (第1号被保険者)	介護が必要になった原因を問わず、「要介護認定」を受ければ利用できます。
②40~64歳の方 (第2号被保険者)	介護保険の対象となる病気(※)が原因で、「要介護認定」を受けた方が利用できます。

介護保険の申請から 認定までの流れ

- 申請
住民票のある市町村の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。
- 訪問調査
認定調査員が自宅に訪問して、心身状態の聞き取りを行います。
- 一次判定
訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、一次判定を行います。
- 二次判定
介護認定審査会で専門家が介護の必要性を審査します。
- 要介護認定の結果通知
認定結果(介護保険被保険者証)が、申請から概ね1か月で自宅に届きます。



介護保険サービスを 利用するには？

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定を受けた方が利用できます。

要介護認定の通知が 届けばどうすればいいの？

居宅介護支援事業所の選択については、地域包括支援センターで相談してください。

担当のケアマネジャーが決まれば、ケアマネジャーと相談しながら介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。ケアプランに沿って介護保険サービスを利用します。

どのような介護保険サービスが利用できるのかわからない場合は、左記まで気軽にお問合わせください。



介護度	担当
要支援 1・2	<ul style="list-style-type: none"> ●川西・精北小学校区 北部地域包括支援センター (TEL.94-5677) ●精華台・山田荘・東光 小学校区 南部地域包括支援センター (TEL.94-4573)
要介護 1~5	居宅介護支援事業所 (※事業所の一覧表が介護保険被保険者証と一緒に郵送されます)

【問合せ先】
在宅介護課
精華町社協
居宅介護支援係
電話 98-33398

デイサービスからのお知らせ



認知症対応型

通所介護事業

「ほっとぴあ」

精華町社協では、認知症対応型通所介護事業「ほっとぴあ」を実施しています。

「ほっとぴあ」は、認知症の診断を受けた方や精神疾患をお持ちの方を対象としたデイサービスです。少数で落ち着いた雰囲気の中、その人らしさを大切にサービス提供を行っています。

「ほっとぴあ」では、個々の認知症の症状に合わせた個別対応に取り組んでいます。その人の個性を尊重し、寄り添うことで、安心して過ごしていただけるよう努めています。

日々、利用者に寄り添い支援する中で実際にあった、個別対応の事例の一部を紹介いたします。



事例①

家に帰りたく希望される
Aさんへの支援

- Aさんはこんな方
- 男性
- 寡黙
- 温泉や農作業が好き



事例①

午後から「帰りたく」と、靴を持って帰り支度をされる。そわそわして落ち着かず、離席されることがある。

考えられる理由

Aさんは「畑仕事が自身の役割」との思いがあり、帰宅を希望されていると考えました。

個別対応方法と成果

ほっとぴあで過ごされる時も自身の役割を持っていただけるように、簡単なお手伝いや創作などをお願いすることで1日を通して穏やかに過ごしてくださるようになりました。

事例②

朝から入浴の気分になれない
Bさんへの支援

- Bさんはこんな方
- 女性
- マイペース
- お風呂は大好き！
- 自宅での入浴は難しい



事例②

午前中、入浴をお誘いしても「まだ来たところだし、お風呂には早いわよ!」と断られる。

考えられる理由

Bさんは入浴がとてもお好きなため、入浴自体に抵抗があるのでなく、「タイミング」が入浴をお断りになる理由であると考えました。

個別対応方法と成果

Bさんの入浴順をなるべく遅くし、入浴時間の30分前から「もう少しでお風呂の時間です」とお伝えし、急に誘わないようにしました。また、日常会話などの話の流れからお誘いすることで笑顔でお風呂に入っていました。

ほっとする
「ほっとぴあ」の様子



天気の良い日は、みんなで苑内散歩♪



認知症予防の脳トレプリント

ほっとぴあ
実地指導について(報告)

令和5年3月16日に精華町の実地指導を受け、適正に運営されているという結果をいただきました。今後も介護保険法の目的や運営規程に基づいた事業運営に努めます。

【問合せ先】

精華町社協 通所介護課

電話 98-3924

相談情報コーナー

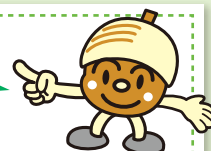
●●● 内容に応じて次の相談業務を行っています。相談はすべて無料で秘密厳守します。●●●

相談の種類	相談日時	場 所	相談対象者	備 考
弁護士による 法律相談	第2水曜日 午後1時30分から 午後4時	精華町 地域福祉センター かしのき苑	精華町内に在住・ 在勤している方 ※過去3か月相談を 受けていない方優先	相談日の1週間前 午前8時30分から 受付開始
介護相談	月曜日～金曜日 午前8時30分から 午後5時15分	精華町 地域福祉センター かしのき苑	※訪問もいたしますので お気軽にご連絡ください	
社協ふくし& 相続相談	①第2火曜日 ②第4金曜日 午後1時から午後4時	①せいかガーデンシティ2階 「イマージュサロン」 ②「かしのき苑」	精華町内に在住・ 在勤している方	相談月の1日 午前8時30分から 受付開始
社協ふくし& 暮らしの 困りごと相談	第4木曜日 午前9時から正午	精華町 地域福祉センター かしのき苑	精華町内に在住して いる高齢者世帯の方や 障がいなどで サポートが必要な方	※1日が土日祝の場合は 次の平日から受付開始

相談日が祝日と重なる場合はお休みです。 予約などは地域福祉課(94-4573)へお願いします。

社協職員募集

未経験、ブランクのある方も、
まずはお電話ください!



各職種で職員を募集しています。
業務に慣れるまでチームワークであなたを支えます。

電話番号 **0774-94-4573** (法人運営室)

職 種	給与等	資格・条件等	勤務日時
社会福祉士 ※常勤(嘱託職員) ①地域包括支援 センター業務 ②地域福祉活動・ ボランティア活 動などを推進す る業務	月額223,560円～ ※経験により異なる ● 勤労手当あり ● 通勤手当支給 ● 社会保険加入	● 社会福祉士資格 ● 普通自動車運転免許 ※担当業務は①または②の どちらかの業務です	月～金(祝日休み) 午前8時30分～午後5時30分 (休憩1時間含む) ※行事により土日勤務することが あります
保健師または 看護師 ※常勤(嘱託職員) ※地域包括支援 センター業務	月額243,810円 職務手当30,000円 ● 勤労手当あり ● 通勤手当支給 ● 社会保険加入	● 保健師または看護師資格 (看護師は相談業務の 経験者) ● 普通自動車運転免許	月～金(祝日休み) 午前8時30分～午後5時30分 (休憩1時間含む) ※行事により土日勤務することが あります

詳しくは精華町社協ホームページをご覧ください

☆発行日 令和5年6月16日
☆発行 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
京都府相楽郡精華町南福八妻砂留22番地1
精華町地域福祉センター「かしのき苑」内

法人運営室 TEL 0774-94-4573 FAX93-2278
地域福祉課 TEL 0774-94-4573 FAX93-2278
在宅介護課 TEL 0774-98-3398 (ケアマネジャー)
TEL 0774-98-3526 (ホームヘルパー)
通所介護課 TEL 0774-98-3924 FAX98-3559
※在宅介護課のFAX番号は通所介護課と同じです。
E-mail daihyou@seikashakyo.or.jp
URL http://www.kyoshakyo.or.jp/seika/



E-mail



HP-URL

ご寄付 ありがとうございました



- 個人 ● 匿名3名
- 団体 ● 手芸ボランティア「おてだま」

(順不同・敬称略)

精華町社協では、皆さまからお寄せいただいた
金品は住民の皆さまと進める地域福祉に活用させ
ていただきます。
※社会福祉法人へ寄付をいただいた場合は、税法
上の優遇措置がうけられます。

●目の不自由な方のため、朗読ボランティアひびきの皆さんが本誌を朗読したCDを社協地域福祉課で貸出すことが可能です。